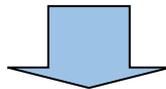


## 平成30年8月から70歳以上の方の高額療養費の上限額が変わります

健康保険法の改正により、平成30年8月診療分から、70歳以上の方の高額療養費の上限額が下記のとおり変更となります。

平成30年7月診療分まで

適用区分		自己負担	自己負担限度額	
			外来（個人ごと）	（世帯ごと）
現役並み	標準報酬月額 28万円以上	3割	57,600円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% 〔44,400円〕
	標準報酬月額 28万円未満		14,000円 <年間上限 144,000円> ※2	57,600円 〔44,400円〕
低所得者	Ⅱ 住民税非課税世帯	2割※1	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入 80万円以下等)			15,000円



平成30年8月診療分から

適用区分		自己負担	自己負担限度額	
			外来（個人ごと）	（世帯ごと）
現役並み	標準報酬月額 83万円以上	3割	252,600円+ (医療費-842,000円)×1% 〔140,100円〕	
	標準報酬月額 53万円以上 83万円未満		167,400円+ (医療費-558,000円)×1% 〔93,000円〕	
	標準報酬月額 28万円以上 53万円未満		80,100円+ (医療費-267,000円)×1% 〔44,400円〕	
一般	標準報酬月額 28万円未満	2割※1	18,000円 <年間上限 144,000円> ※2	57,600円 〔44,400円〕
低所得者	Ⅱ 住民税非課税世帯		8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入 80万円以下等)	15,000円		

〔 〕内は直近1年間に3回以上高額療養費に該当した場合の4回目からの限度額。

※1 誕生日が昭和19年4月1日以前の方は「1割」

※2 年間上限額は、8月から翌年の7月までの累計額に対して適用されます。